

「食品流通対策に関する行政評価・監視－食品の流通部門の構造改善に係る事業を中心として－」
の結果に基づく勧告に対する改善措置状況（2 回目のフォローアップ）の概要（ポイント）

【勧告先】農林水産省 【勧告日】農林水産省：平成 23 年 7 月 29 日
【一回目の回答日】平成 24 年 3 月 15 日
【二回目の回答日】平成 25 年 6 月 6 日

1 調査概要

食品の流通部門は、食品を安定的かつ効率的に消費者に供給するという重要な役割

しかし、我が国の食品流通部門は長らく高コスト構造にあると言われており、このため、農林水産省は、食品の流通部門の構造改善を促進する観点から、食品流通構造改善促進法（平成 3 年法律第 59 号）に基づき策定した基本方針等に基づき、卸売市場改革の推進、農林水産業と食品産業との連携の強化等、各種の施策・事業を実施

本行政評価・監視は、これらの農林水産省の食品流通対策に係る施策・事業について、効果的かつ効率的な実施を確保する観点から、実態を調査し、下記のような事項を勧告

この勧告に対し、農林水産省がどのような改善措置を講じたか、2 回目のフォローアップ結果を公表するもの

2 主な勧告事項及び農林水産省が講じた改善措置状況

(1) 卸売市場改革の一層の推進

勧告事項

- 1 中央卸売市場の再編基準に該当した市場について、該当状況を把握・公表。該当市場に対応措置を報告させ、当該措置が不十分な場合は、必要に応じて中央卸売市場整備計画に盛り込むなど、再編に向けた指導を実施
- 2 中央卸売市場における卸売業者等の負担軽減を図る観点から、取引の実態を把握・分析し、その結果を踏まえ、申請手続等に係る規制の見直しを実施



2 回目のフォローアップ結果

- 1 平成 23 年 11 月及び 24 年 11 月に再編基準の該当状況を調査し、該当した市場を公表。該当市場においては、地方卸売市場への転換や、経営展望計画に基づき市場の活性化を図るなどの対応措置を実施
- 2 中央卸売市場開設者に対し、各市場における申請手続等に係る規制の見直しを指導。この結果、44 開設者中 20 開設者が届出義務の一部廃止などを実施、4 開設者が認可手続中、14 開設者が平成 25 年度に簡素化を図る予定

(2) 食品の流通部門の構造改善に係る事業の効果的・効率的な取組の推進

勧告事項

- 1 食品産業競争力強化対策事業^(注)について、事業実施主体における補助事業の実施状況及びその効果を的確に把握。その結果を踏まえ、事業実施主体に対し、効果が発現するよう事業実施時及び実施後に必要な指導を徹底
(注) 現在、新商品開発・販路開拓支援事業として実施
- 2 加工・業務用野菜の安定供給について、実証試験を実施した地区における実施後の状況や課題を把握し、その結果に基づき、栽培技術等を普及



2 回目のフォローアップ結果

- 1 事業実施主体に対し、事業実績が目標に達しない原因を確認し、販路の開拓や安定供給が可能な仕入れ先の確保等を指導
定期的なフォローアップを行えるよう、事業成果状況報告の回数を増やすとともに、事業の事前審査及び事業実施後の指導に関するマニュアルを策定し、指導を徹底
- 2 栽培実証地区に係るヒアリング調査等の結果を基に、省力化、生産性向上などに取り組んだ産地のその後の状況、課題を取りまとめ、これを踏まえ、実証試験を活用した加工・業務用野菜の安定供給への取組について周知

※ 勧告及び結果報告書は、総務省ホームページに掲載しています。

食品流通対策に関する行政評価・監視－食品の流通部門の構造改善に係る事業を中心として－の結果に基づく勧告に対する改善措置状況（２回目のフォローアップ）の概要

【調査の実施時期等】 実施時期 平成21年12月～23年6月
調査対象機関 農林水産省、経済産業省、国土交通省

【勧告日及び勧告先】 平成23年7月29日 農林水産省

【回答年月日】 平成24年3月15日 農林水産省

【その後の改善措置状況に係る回答年月日】 平成25年6月6日 農林水産省

【調査の背景事情】

- 食品は、生活を営む上で最も基礎的な物資であり、食品の流通部門は、全国各地の農林漁業者や食品製造業者等が生産・製造している食品のみならず、世界各国から輸入される多種多様な食品を、安定的かつ効率的に消費者に供給するという極めて重要な役割を果たしている。
- しかし、我が国の食品流通部門は長らく高コスト構造にあると言われており、このため、農林水産省は、食品の流通部門の構造改善を促進する観点から、食品流通構造改善促進法に基づく基本方針等に基づき、卸売市場改革の推進、農林水産業と食品産業との連携の強化等各種の施策・事業を実施している。
- 社会構造の変化を背景とした「食の外部化」が進展する中で、流通機構の合理化等を図るため農林水産省が実施している食品流通対策に係る事業は、食品の流通部門の構造改善を推進する上で大きな役割を占めており、一層効果的かつ効率的に実施することが必要である。
- この行政評価・監視は、食品流通対策に係る事業の効果的かつ効率的な取組の推進を図る観点から、その実態を調査し、関係行政の改善に資するため実施

勧告事項	関係省庁が講じた改善措置状況
<p>1 卸売市場改革の一層の推進 (1) 卸売市場の再編 (勧告要旨)</p> <p>① 中央卸売市場整備計画策定後に再編基準の3以上の指標に該当することとなった中央卸売市場について、再編指標の該当状況を把握・公表するとともに、該当市場に対し、対応措置を報告させること。また、対応措置が不十分である場合には、必要に応じ整備計画に盛り込むなどの再編に向けた指導を行うこと。</p> <p>② 都道府県卸売市場整備計画の達成のため、同計画の進捗状況を把握・分析し、その結果を踏まえ、都道府県に必要な助言を行うこと。なお、その際は、地方公共団体の自主性・自立性に配慮すること。</p> <p>(説明) 《制度の概要》</p> <p>○ 卸売市場の整備を図るための基本方針・整備計画 農林水産省は、おおむね5年ごとに卸売市場の整備を図るための基本方針と中央卸売市場の整備計画を策定。当省調査時は、平成22年度を目標年度とする「第8次整備方針」(平成16年10月)と17年度から22年度までの間を計画期間とする「第8次整備計画」(平成17年3月)を策定(注) (注) 農林水産省は、平成22年10月26日に、27年度を目標年度とする第9次の「卸売市場整備基本方針」を、23年3月31日に、同年度を目標年度とする第9次の「中央卸売市場整備計画」を策定</p> <p>○ 再編基準 第8次整備方針では、再編の対象となる中央卸売市場を判断する指標として、取扱数量が市場開設区域内の需要量未満であること等、4指標の再編基準を定めている。</p> <p>○ 第8次整備計画への掲載 平成12年～14年までの実績が再編基準の4指標のうち3以上の指標に該当する市場(再編対象市場)の開設者に対し、再編のための取組内容及びその実施時期を決定するよう求め、これが決定された市場を第8次整備計画に掲載。 計画決定後でも、これが決定された市場は、その都度、計画の一部変更を行って当該市場を同計画に盛り込んでいる。</p>	<div style="border: 2px solid blue; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>→1回目のフォローアップ時に確認した改善措置状況 →2回目のフォローアップ時に確認した改善措置状況</p> </div> <p>→① 今回の勧告の趣旨を踏まえ、毎年度、再編指標の該当状況等を把握・公表するとともに、中央卸売市場整備計画(第9次)の策定後に再編基準に該当することとなった市場に対し、対応措置の報告を求めることとしている(平成23年11月4日に調査を開始し、現在調査結果を整理中)。 上記の報告において、該当する市場の対応措置が不十分である場合には、必要に応じ中央卸売市場整備計画(第9次)に盛り込むなどの措置を講じることとしている(平成23年度内目途)。</p> <p>⇒① 平成23年11月4日実施の調査により、新たに再編基準に該当した2市場(船橋市中央卸売市場(青果部)及び神戸市中央卸売市場東部市場(青果部))に関しては、平成24年3月30日に公表した。その後、船橋市中央卸売市場については、平成26年4月に地方卸売市場への転換を図る予定との報告があり、中央卸売市場整備計画(第9次)(平成25年3月29日変更)にその旨記載した。神戸市中央卸売市場東部市場(青果部)については、平成24年3月に決定した「経営展望計画」(対象期間は5か年)に基づき、卸売業者、仲卸業者が共に集荷力・販売力の強化に取り組むなど活性化を図っているとの報告を受けたところである。 また、平成24年度の再編基準の該当状況調査については、平成24年11月12日に調査を実施した。 その結果、2市場(神戸市中央卸売市場東部市場(青果部)及び静岡市中央卸売市場(水産物部))が再編基準に該当したので、平成25年3月29日に公表した。神戸市中央卸売市場東部市場(青果部)については、経営展望計画に基づく取組状況を注視しており、静岡市中央卸売市場(水産物部)については、今後、対応措置の報告を受けることとしている。</p> <p>→② 「全国卸売市場対策協議会全体会」(平成23年11月24日開催。(会員は都道府県で、卸売市場に係る業務の担当者が出席。))以下同じ。)において、総務省の勧告内容について会員に周知した。 平成23年度は、都道府県卸売市場整備計画(第9次)の策定年度となっていることから、当該計画における市場再編の取組や再編事例につい</p>

勧告事項	関係省庁が講じた改善措置状況
<p>○ 都道府県卸売市場整備計画 都道府県は、卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）に基づき、「都道府県卸売市場整備計画」を定めることができる（自治事務）。同計画は、上記の国の整備方針の目標年度までの期間につき定めることとされている。</p> <p>《調査結果》 再編対象市場ではない 27 中央卸売市場について再編基準の該当状況を調査した結果、</p> <p>○ 平成 19 年度以降、再編基準の 3 以上の指標に該当しているものが 1 市場 → 当該市場は、再編措置について決定しておらず、平成 22 年 10 月末現在、第 8 次整備計画に盛り込まれていない。</p> <p>○ 調査した 21 都道府県の「都道府県卸売市場整備計画」のうち、平成 22 年度末の再編市場数(目標数)を明示し、21 年度末現在、これを達成していない 10 県について、 → 平成 21 年度の進捗率が 0%のもの（2 県）、進捗率が 13.3%～16.7%の間にあり低いもの（4 県）等、地方卸売市場の再編が進捗していない状況も見受けられる。</p> <p>(2) 卸売市場における施設の整備 (勧告要旨)</p> <p>① 都道府県に対し、事業採択の要件である投資効率について、厳格な審査を行うよう指導すること。 また、事業実施主体が作成した成果目標が妥当なものとなるよう、都道府県における審査を徹底させること。</p> <p>② 都道府県に対し、事業実施主体に報告書を確実に提出させるとともに、事業実施計画に定められた成果目標の確認及び指導を適切に行うよう指導すること。</p> <p>(説明) 《制度の概要》</p> <p>○ 卸売市場の施設整備 卸売市場の施設は、卸売市場施設整備費補助金（平成 16 年度まで）又は強い農業づくり交付金のうちの卸売市場施設整備対策事業費（17 年度以降）</p>	<p>て情報収集を行い、都道府県と情報の共有を図りながら、進捗状況を継続的にフォローアップすることとしている。</p> <p>⇒② 各都道府県が策定した都道府県卸売市場整備計画（第 9 次）の進捗状況を把握・分析するため、再編等の方針が示された地方卸売市場について、取組の進捗状況のフォローアップを平成 24 年 12 月に実施した。 都道府県卸売市場整備計画（第 9 次）においては、長期的に検討しているものも含め、24 県 300 以上の市場において再編の方針が示されており、うち 10 県 18 市場において、すでに取組が行われている。 平成 25 年 2 月に、地方農政局を通じ、地方卸売市場の再編に資する国の支援策（注）について、各都道府県に対し改めて周知するに際し、上記フォローアップの結果を各都道府県に提供し、情報の共有を図るとともに、必要な助言を行った。 なお、総務省が調査対象とした 10 県の都道府県卸売市場整備計画（第 8 次）については、このうち 9 県では当該調査時よりも再編措置を講じた地方卸売市場数が増加するなど、総じて市場再編の取組は進んでいる。 （注）国の支援策としては、予算措置として、強い農業づくり交付金（卸売市場施設整備対策）、金融措置として、食品流通改善資金（卸売市場施設・近代化資金）などがある。</p> <p>→① 都道府県等に対して、「強い農業づくり交付金の適切な実施について」（平成 23 年 11 月 16 日付け 23 食産第 1167 号農林水産省食料産業局長、生産局長、経営局長通知。以下「適正化通知」という。）を発出し、総務省の勧告内容を周知するとともに、事業実施主体や市町村等に対する指導監督の更なる徹底を図り、事業を適切に実施するよう指導した。 さらに、投資効率及び成果目標の設定について厳格な審査を担保するため「強い農業づくり交付金（卸売市場施設整備）の適切な審査について」（平成 24 年 2 月 6 日付け 23 食産第 3150 号農林水産省食料産業局食品製造卸売課長通知）を作成し、平成 24 年 2 月に都道府県に対し発出した。</p> <p>⇒① 都道府県等に対して、「強い農業づくり交付金（卸売市場施設整備）の適切な審査について」（平成 24 年 2 月 6 日付け 23 食産第 3150 号農林水</p>

勧告事項	関係省庁が講じた改善措置状況
<p>により整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 投資効率の設定 事業費が5,000万円以上の場合、事業実施主体は、費用対効果分析を実施し、投資効率を検討。投資効率が「1」を上回ることが事業の採択要件 成果目標の設定 地域が抱える問題の明確化を図り、その課題解決のために掲げる具体的な成果目標で、事業完了年度から3年後まで（取扱数量の増加を目標とする場合は5年以内）に達成すべき事業の目標を設定する。 事業実施後の報告 強い農業づくり交付金については、事業実施主体は、事業の実施年度から目標年度までの間、毎年度、事業実施状況を都道府県知事に報告。報告を受けた都道府県知事は、その内容を点検し、事業実施計画に定められた成果目標の達成が遅れていると判断した場合等は、事業実施主体に対して適切な措置を講じることとされている。 <p>《調査結果》</p> <p>平成16年度から20年度までに卸売市場の開設者等が施設の整備を行った事業であって事業費が5,000万円以上の79事業について、事業実施前における費用対効果分析の実施状況及び成果目標の設定状況を調査した結果、</p> <p>○ 審査が的確に行われていないものが8事業</p> <p>→ ① 投資効率を算出する際、取扱数量が減少傾向であったにもかかわらず、増加するものと見込んで算出したため投資効率が「1」を上回り、その結果、事業が採択されたもの（2事業）</p> <p>② 投資効率の算出が誤っているにもかかわらず、適正な算出について指導が行われていないもの（4事業）</p> <p>③ 大規模な施設整備を行う事業において、成果目標の設定が事業規模に対して適切ではないもの（1事業）</p> <p>④ 整備した施設が、事業目的どおり使用されていないもの（1事業）</p> <p>平成16年度から20年度までに卸売市場の開設者等が施設の整備を行った</p>	<p>産省食料産業局食品製造卸売課長通知）に基づき、審査におけるチェックリストを示すなどにより、厳格な審査及び手続を行うよう、引き続き指導している。</p> <p>本通知の発出以降、事業を実施した12府県においては、現在、通知に沿った審査及び手続が実施されており、採択された全事業については、投資効率は1を上回るとともに、妥当な成果目標の設定が行われている。</p> <p>⇒② 都道府県等に対して、上記の適正化通知を発出し、総務省の勧告内容を周知するとともに、事業実施主体や市町村等に対する指導監督の更なる徹底を図り、事業を適切に実施するよう指導した。</p> <p>また、全国卸売市場対策協議会全体会において、総務省の勧告内容について会員に周知した。</p> <p>⇒② 上記①のとおり、都道府県に対する指導を引き続き行っている。上記12府県においては、現在、通知に沿った審査及び手続が実施されており、事業実施主体から事業実施状況の報告が確実に提出され、これに基づき事業実績の確認を行い、成果目標に対する取組が遅れている事業実施主体に対しては、改善を指導している。</p>

勧告事項	関係省庁が講じた改善措置状況
<p>97 事業に係る事業実施状況の報告等を調査した結果、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 報告が行われていないものが 14 事業 (14.4%) <ul style="list-style-type: none"> → うち、事業完了後複数年にわたって報告が行われていないもの 9 事業 → 上記 9 事業の中には、事業実施計画に定められた目標が達成されていないものあり <p>(3) 卸売市場における電子商取引 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>卸売市場における取引の効率化を図る観点から、電子商取引実証モデル事業の効果を的確に検証し、その結果を踏まえ、卸売市場における電子商取引の導入の在り方を見直す必要がある。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電子商取引実証モデル事業 (商物分離直接流通成果重視事業) <ul style="list-style-type: none"> 10 か所の中央卸売市場において、電子商取引の導入を促進することを目的として実施 (平成 18 年度～20 年度)。事業実施主体に対し国庫から補助金を交付 ○ モデル事業の目標 <ul style="list-style-type: none"> 上記事業の実施要領で、①電子商取引を導入する中央卸売市場の数を 5 年以内 (22 年度まで) に全中央卸売市場の 40%～50%に高めること、②選定されたモデル地区において、本事業開始後 2 年以内に、電子商取引を経由した生鮮食料品等の取扱数量の割合を 10%～25%に高めること等の目標を設定 <p>《調査結果》</p> <p>電子商取引実証モデル事業が実施された 10 中央卸売市場における電子商取引の実施状況を調査した結果、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 上記目標の達成が困難と考えられる状況 <ul style="list-style-type: none"> → ① 平成 21 年 10 月 1 日現在、上記 10 市場 (中央卸売市場全体の 13.2%) 以外で新たに電子商取引を導入したものはみられず、電子商取引を導入する中央卸売市場の数を 5 年以内 (22 年度まで) に全中央卸売市場の 40%～50%に高めるとい目標の達成が困難と考え 	<p>→ 開設者、卸売業者へのアンケート調査結果 (平成 23 年 6 月～7 月に実施) や電子商取引実証モデル事業報告書等で確認された、リードタイムの短縮による取扱物品の品質保持効果や物流経費の削減等の効果も踏まえ、卸売市場関係者 (開設者、関係団体) に対して、電子商取引の導入を推進するため「中央卸売市場における電子商取引の導入促進について」 (平成 24 年 2 月 6 日付け 23 食産第 3106 号農林水産省食料産業局食品製造卸売課長通知) を発出した。</p> <p>これに先立ち、「業務担当職員等研修会」 (平成 23 年 12 月 16 日開催。以下同じ。) において、当該発出の通知の考え方に即して、電子商取引導入の推進について説明した。</p> <p>また、電子商取引の導入の推進方策を盛り込んだ「中央卸売市場における業務運営について」 (平成 12 年 3 月 31 日付け 12 食流第 746 号農林水産省食品流通局長通知。一部改正 23 年 4 月 13 日付け 22 総合第 1791 号。以下「業務運営通知」という。) を、中央卸売市場の開設者に対する説明会 (23 年 7 月～8 月開催。以下同じ。) で周知を図ったほか、業務担当職員等研修会においても説明を行うなど、電子商取引の対象品目や取引参加者の一層の拡大、承認手続の簡素化等の運用改善について指導している。</p> <p>⇒ 電子商取引実証モデル事業の効果等については、開設者、卸売業者へのアンケート調査結果や事業報告書等により、リードタイムの短縮による取扱物品の品質保持効果や物流経費の削減等の効果を確認しており、これを踏まえ、電子商取引の導入を推進することとしている。</p> <p>引き続き、業界団体の会議等 (注) において、「中央卸売市場における電子商取引の導入促進について」 (平成 24 年 2 月 6 日付け 23 食産第 3106 号農林水産省食料産業局食品製造卸売課長通知) の周知を図り、電子商取引の導入により運搬費等の物流コストが削減できること等のメリットについ</p>

勧告事項	関係省庁が講じた改善措置状況
<p>られる。</p> <p>② 上記 10 市場における電子商取引を用いた取扱数量の割合をみると、最も高いもので平成 19 年度の 8.8%であり、事業開始後 2 年以内に 10%～25%に高めるという目標を大きく下回っている。</p> <p>③ 上記 10 市場の中には、花きの電子商取引において、平成 18 年度 17 鉢、19 年度 3 鉢と取引が減少しているもの（1 市場）や平成 20 年度に 3 日間の取引しか行われていないもの（1 市場）、本事業を開始後、翌年度に電子商取引の割合が減少しているもの（3 市場）など、本事業の効果が発現していない。</p> <p>(4) 卸売市場における取引規制等 (勧告要旨)</p>	<p>で説明するとともに、モデル事業で開発したソフトの活用による導入コストの縮減策を示すなど、卸売業者の挙げる課題への対処方策を示し、電子商取引の導入促進に向けた検討を進めるよう働きかけを行っている。</p> <p>本通知を発出した後に、新たに 1 市場において電子商取引が導入されたほか、現在、2 市場が導入に向けて検討を行っているところである。現在、電子商取引を導入している中央卸売市場は全国 72 市場(平成 23 年度末時点)中 5 市場となっている。</p> <p>また、全国 44 の中央卸売市場開設者のうち 7 開設者（7 市場）が、今後、電子商取引の導入に向けて検討していきたいとの意向を示している。</p> <p>(注) 平成 24 年 2 月 8 日：社団法人全国中央市場水産卸売協会・打合せ会、24 年 3 月 2 日：社団法人全国中央市場青果卸売協会・平成 23 年度理事会、24 年 4 月 17 日：社団法人日本花き卸売市場協会・中央卸売市場部会、平成 24 年 12 月 21 日：全国中央卸売市場協会・業務担当職員等研修会</p>
<p>中央卸売市場における卸売業者等の負担軽減を図る観点から、中央卸売市場における取引の実態を把握・分析し、その結果を踏まえ、申請手続等に係る規制の見直しを行う必要がある。</p> <p>(説明) 《制度の概要》</p> <p>○ 中央卸売市場における取引に係る規制</p> <p>中央卸売市場は、卸売市場法、卸売市場法施行令（昭和 46 年政令第 221 号）及び卸売市場法施行規則（昭和 46 年農林省令第 52 号）に基づき開設者が定める業務規程により運営。</p> <p>卸売市場法は、平成 11 年及び 16 年の改正で、法制定時の「せり・入札原則」を廃止、「第三者販売の原則禁止」を緩和する等を実施</p> <p>《調査結果》</p> <p>平成 21 年度末現在における 76 中央卸売市場のうち取扱量の多い 5 市場の開設者及び同市場における 9 卸売業者並びに地方卸売市場に転換した 5 市場の開設者から、中央卸売市場における取引規制について調査した結果、</p> <p>○ せり開始時刻前の卸売及び相対取引の承認申請の見直し</p>	<p>→ 指摘のあった相対取引に係る承認申請等の取引規制は、おおむね開設者の判断で緩和が可能であることから、第 9 次卸売市場整備基本方針（平成 22 年 10 月 26 日策定）に基づき、各市場の取引に係る申請手続等の実態について調査を実施し、この結果を踏まえ発出した申請手続等に係る規制の見直しを盛り込んだ業務運営通知の内容について、中央卸売市場の開設者に対する説明会で周知を図るなど、一層の事務手続の簡素化を進めていくよう指導している（今後、中央卸売市場の開設者が業務規程を順次改正予定）。</p> <p>⇒ 引き続き、「中央卸売市場における業務運営について」（平成 12 年 3 月 31 日付け 12 食流第 746 号農林水産省食品流通局長通知。一部改正 23 年 4 月 13 日付け 22 総合第 1791 号）に基づき、中央卸売市場の開設者に対し、事務手続の簡素化について指導を行っている。この結果、これまで全国 44 の中央卸売市場開設者のうち 20 開設者において、届出義務の一部廃止や申請手続の電子化など事務手続の簡素化に係る業務規程等の改正が行われ、4 開設者において業務規程等の改正案について認可手続中となっている。</p> <p>さらに、残る 20 開設者のうち、要望がない等の理由から見直しの予定の</p>

勧告事項	関係省庁が講じた改善措置状況
<p>→ i)せり・入札取引割合の減少に伴い相対取引の割合が増加していること、ii)承認申請前に相対取引が成立することが多いことから、その都度事前に承認申請を行うことは、卸売業者にとって大きな負担となっているとする意見がある。</p> <p>○ 第三者販売の許可申請の見直し</p> <p>→ 残品が生じる等の理由により、事前申請は困難、事後申請が実態であり、販売原票等で取引適正を担保できれば結果報告のみでよいとする意見がある。また、他市場の事業者との第三者販売を拡大したいが、事前申請のため商機を逃す場合があるとする業者もある。</p> <p>2 食品の流通部門の構造改善に係る事業の効果的・効率的な取組の推進</p> <p>(1) 食品生産製造等提携事業</p> <p>(勧告要旨)</p> <p>① 事業実施主体における事業の実施状況及びその効果を的確に把握し、その結果を踏まえ、認定事業者に対し、構造改善事業の円滑な実施に必要な指導等を行うこと。</p> <p>② 認定の取消し事由について、明確な基準を作成するとともに、同基準に基づき適切な措置を講ずること。</p> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <p>○ 食品生産製造等提携事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業概要 <p>食品製造業者等が、農林漁業者等と共同して食品の生産から小売に至る一連の流行程の総合的な改善を図るもの。両事業者は、共同して「構造改善計画」を作成して農林水産大臣の認定を受ける。</p> <p>認定を受けた場合、事業を実施するために必要な資金について、日本政策金融公庫からの低利・長期融資、又は民間金融機関からの借入れに対する財団法人食品流通構造改善促進機構の債務保証を受けることができる。</p> ・ 構造改善計画の認定を受けた事業（認定事業）における目標設定 <p>構造改善計画には、認定事業の開始から5年後の取扱量等を定める。</p> 	<p>ない6開設者を除く14開設者は、平成25年度以降に簡素化を図る意向である。</p> <p>→① 平成23年度内に「食品流通構造改善促進法の運用について」（平成3年11月29日付け3食流第6093号農林水産省食品流通局長通知）の一部改正を行い、事業実施後3年目に中間報告を徴収することとしている。</p> <p>上記の中間報告により、事業の実施状況及びその効果を的確に把握し、その結果を踏まえ、認定事業者に対し、構造改善事業の円滑な実施に必要な指導等を行う。</p> <p>⇒① 平成24年3月30日付けで「食品流通構造改善促進法の運用について」（平成3年11月29日付け3食流第6093号農林水産省食品流通局長通知）の一部改正を行い、本改正後に構造改善計画の認定を受けた事業については、事業実施後3年目に中間報告を徴収する旨規定した。規定改正前に認定されている事業者については、日本政策金融公庫等を通じて事業の実施状況及び効果の把握に努め、規定改正後に認定された11件（平成24年12月末現在）については、平成26年4月以降中間報告を徴収することにより、事業の実施状況及びその効果を的確に把握し、その結果を踏まえ、認定事業者に対し、構造改善事業の円滑な実施に必要な指導等を行う。</p> <p>→② 平成23年度内に認定の取消し事由について、明確な基準を策定するこ</p>

勧告事項	関係省庁が講じた改善措置状況
<p>事業実施の翌年度から事業終了年度の翌年度までの間、毎年度、4月末までに実施状況報告書を提出し、認定事業の開始から5年後に当たる年度の翌年度の4月末までに、実績報告書を提出することとされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 認定の取消し基準 農林水産大臣は、認定事業者が認定に係る構造改善計画に従って構造改善事業を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 <p>《調査結果》 平成13年度から20年度までに8地方農政局等における認定事業について、その実施状況等を調査した結果、</p> <p>○ 7地方農政局等（沖縄総合事務局は実績がないため除く。）において、284件を認定。これらのうち145件（51.1%）は、平成21年度までに実績報告書の提出期限が到来し、うち認定事業者から実績報告書が提出された125件（注1）における取引の数は236取引（注2）</p> <p>（注1） 実績報告書が提出された125件のほか、未提出のもの14件、認定事業者が構造改善計画を取り下げたもの（認定取消し）6件がみられた。また、未提出の14件の中には、倒産により未提出となっているものがみられた。</p> <p>（注2） 「取引」とは、構造改善計画において、食品製造業者等が農林漁業者等との間で締結する品目ごとの取引に関する契約のことをいう。</p> <p>→ ① 事業計画で定めた目標が未達成なものが110取引（46.6%） ② 目標に対する達成率が50%未満のものが27取引（11.4%） ③ 取引を中止したものが14取引、取引が実際には行われていないものが1取引</p> <p>○ 取消し基準が不明確 → 実際に認定の取消しを受けた事業者は上記145件のうち自ら認定の取下げを申し出た6件（認定事業を実際に開始する前に申出） → 認定事業の中には、事業計画で定めた目標が未達成なものや取引中止等のものがみられる。</p> <p>(2) 食品産業競争力強化対策事業</p>	<p>ととしている。今後は、同基準により適切な指導を行ったうえで、必要に応じて認定の取消しを含めた対応を実施する。</p> <p>⇒② 平成24年3月30日付けで「食品流通構造改善促進法の運用について」（平成3年11月29日付け3食流第6093号農林水産省食品流通局長通知）の一部改正を行い、認定の取消し事由について、食品の安定的な取引関係が維持されていない場合（取引の実態がない場合を含む）など明確な基準を規定した。</p> <p>なお、平成24年12月末現在、認定の取消しに該当する事例はない。</p>

勧告事項	関係省庁が講じた改善措置状況
<p>(勧告要旨)</p> <p>① 事業実施主体における補助事業の実施状況及びその効果を的確に把握し、その結果を踏まえ、事業実施主体に対し、効果が発現するよう事業実施時及び事業実施後に必要な指導を徹底すること。</p> <p>② 補助金の適正な執行を図るため、事業実施主体から補助金の使途その他必要な事項について厳正な報告を求めるとともに、補助金の額の確定を行うに当たっては、実績報告書の支出内容の厳格な審査を行うこと。 また、実績報告書及び補助金等支出明細書において、事実と異なる項目については、早急に厳格かつ適正な対応措置を講ずること。</p> <p>(説明)</p> <p>《制度の概要》</p> <p>食品産業競争力強化対策事業(注)は、食品産業の競争力の強化を図る施策を総合的に推進するものとして、食農連携促進事業等の事業により実施。 (注) 本事業は平成 21 年度を最後に廃止。</p> <p>○ 食農連携促進事業(注)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方事業 地域において、食品産業と農林水産業の連携強化、新商品開発、販路拡大の取組等を行う事業。事業実施主体に対し国庫から補助金を交付。 事業実施主体は「事業成果報告書」を地方農政局長等に提出。地方農政局長等は、事業実施主体から提出された報告書により事業の成果を確認し、事業計画に掲げられた事業目標が達成されていない場合には、事業実施主体に対し必要な指導を行う。 ・ 中央事業 地域における取組を支援するため、国産農林水産物を活用した食品の供給及び産地ブランドの確立の推進等を主な目的として、地域食品ブランドの評価の追跡調査・分析やアドバイザーの派遣等を実施。事業実施主体に対し国庫から補助金を交付 <p>(注) 本事業は、現在、新商品開発・販路開拓支援事業(6次産業総合推進事業のメニューの一つ)として実施。</p> <p>《調査結果》</p>	<p>→① 新商品開発・販路開拓支援事業の成果の把握と指導を徹底するため、地方農政局等に対して「新商品開発・販路開拓支援事業に係る指導の徹底等について」(平成 23 年 12 月 1 日付け 23 食産第 2281 号食料産業局産業連携課長通知)を发出した。当該通知に基づき地方農政局等は、平成 19 年度から 22 年度に実施した新商品開発・販路開拓支援事業の成果を確認し、事業実績が目標に達していない事業実施主体に対し必要な指導を行うこととしている。</p> <p>平成 24 年度の事業実施に当たり、公募要領等の改正や新たに事業者指導マニュアル(地方農政局等の事業担当者によるヒアリングの実施方法等)を作成し、さらに、定期的なフォローアップをすることにより、事業の事前審査及び事業実施後の指導の徹底等を図ることとしている。</p> <p>⇒① 「新商品開発・販路開拓支援事業に係る指導の徹底等について」(平成 23 年 12 月 1 日付け 23 食産第 2281 号食料産業局産業連携課長通知)に基づき、地方農政局等が事業実施主体に対して、事業実績が目標に達していない原因を確認したところ、i) 販路開拓が困難、ii) 販売価格・売上目標の設定が不適切、iii) 原材料の仕入先確保の取組が不十分等の理由があげられたことから、地方農政局等から事業実施主体に対し、i) 商談会への出展誘導等による販路の開拓、ii) 市場調査等による適正価格の把握及びセミナー、人材バンク等の紹介による販売戦略の策定、iii) 安定供給が可能な仕入れ先の確保及び代替農林水産物の検討等について指導を行った。</p> <p>なお、これらの指導による改善状況については、効果が発現するまでに一定の期間を要することから、事業実施主体からの平成 24 年度の事業成果状況報告書において把握することとしている。</p> <p>平成 24 年度の事業実施に当たっては、事業成果の定期的なフォローアップを行えるよう事業成果状況報告について、23 年度は事業終了年度の翌年度から 3 年間毎年度 1 回の報告であったものを 24 年度からは事業終了後の翌年度においては四半期ごとに、事業終了後の 2 年目及び 3 年目においては半年ごとに報告を受けることとして、「6次産業化総合推進事業実施要領」(平成 24 年 4 月 20 日付け 23 食産第 4052 号農林水産省食</p>

勧告事項	関係省庁が講じた改善措置状況
<p>平成17年度から19年度までに新商品開発を行った地方事業の19事業実施主体について調査した結果、</p> <p>○ 開発された新商品の販売が低調</p> <p>→ 開発・販売の計画がある121商品のうち、平成20年度末時点で、①商品化されていないものが11製品(9.1%)、②商品化されたが販売実績がないものが34製品(28.1%)</p> <p>→ 販売実績がある75製品のうち、64製品について、平成20年度の販売目標に達していない。</p> <p>→ 4地方農政局等は、新商品開発に係る事業目標が未達成となった原因を把握していない。</p> <p>→ 3地方農政局等は、事業目標が未達成となっている事業実施主体に対し、具体的な指導を行っていない。</p> <p>平成17年度から20年度までに行われた食農連携促進事業の地方事業及び中央事業における補助金の交付及び支出の実態等を調査した結果、</p> <p>○ 地方事業</p> <p>→ i) 補助目的以外の用途に使用していたもの(1事業実施主体1件)</p> <p>ii) 補助金交付の決定前に支出された経費は申請できない経費とされているにもかかわらず、これを交付していたもの(1事業実施主体1件)</p> <p>iii) 人件費の積算根拠を確認していないにもかかわらず、農林水産省が額の確定をしていたもの(1事業実施主体2件)</p> <p>iv) 過大な支出となっているにもかかわらず、農林水産省が額の確定を行っていたもの(1事業実施主体1件)</p> <p>v) 収益納付等状況報告書に記載された販売価格に誤りがあるにもかかわらず、農林水産省が是正させていなかったもの(1事業実施主体1件)</p> <p>○ 中央事業</p> <p>→ i) 複数の者から見積合わせを行うなど競争原理を働かせることにより経費削減の余地があると考えられるもの(3事業実施主体9件)</p> <p>ii) 人件費の積算根拠を確認していないにもかかわらず、農林水産省が額の確定をしていたもの(1事業実施主体2件)</p> <p>iii) 補助金等支出明細書と証拠書類等に差異があるにもかかわらず、農林水産省が是正させていなかったもの(2事業実施主体2件)</p>	<p>料産業局長通知)を改正した。</p> <p>また、事業の事前審査及び事業実施後の指導に関するマニュアルを定め、「6次産業総合推進事業の厳正かつ効率的な実施について」(平成24年5月14日付け24食産第607号農林水産省食糧産業局産業連携課長通知)として、地方農政局等へ発出し、事業の事前審査及び事業実施後の指導の徹底等を図った。</p> <p>⇒② 補助金の額の確定については、上記の事業者指導マニュアルのうち補助金の額の確定に関する審査マニュアルである「6次産業総合推進事業の厳正かつ効率的な実施について」(平成24年1月31日付け23食産第3037号食料産業局産業連携課長通知)にのっとり、平成23年度事業から事業実施主体から厳正な報告を求めるとともに、実績報告書の支出内容の厳格な審査を行うこととしている。</p> <p>また、不適切な支出が行われていた事業の補助金については国庫に返還をさせるとともに、補助金支出明細書の事実と異なる項目については是正させた。</p> <p>⇒② 平成23年度事業に引き続き、平成24年度事業の実施に当たっても、補助事業の額の確定について、上記マニュアルにのっとり、事業実施主体から補助金の使途等について厳正な報告を求めるとともに、実績報告書の支出内容の厳格な審査を行っている。</p> <p>また、不適切な支出については、上記のとおり、既に措置済みである。</p>

勧告事項	関係省庁が講じた改善措置状況
<p>(3) 加工・業務用野菜の安定供給に係る事業 (勧告要旨)</p> <p>① 実証試験を実施した地区の実施後の状況や課題を把握し、その結果に基づき、栽培技術等の普及を行うこと。</p> <p>② 補助金の適正な執行を図るため、事業実施主体に対し、補助金の使途その他必要な事項について指導を徹底するとともに、補助金の額の確定を行うに当たっては実績報告書の支出内容の厳格な審査を行うこと。 また、交付請求できない経費については、早急に厳格かつ適正な対応措置を講ずること。</p> <p>《説明》</p> <p>《制度の概要》</p> <p>○ 加工・業務用対応型野菜産地普及・定着事業等 国産野菜の安定供給体制を確立するとともに、生産者団体等と実需者との契約取引の導入を推進するため、生産現場での実証試験、全国及び地域段階のセミナー等の開催により栽培技術等の普及等を実施(平成17年度～20年度)。事業実施主体に対し国庫から補助金を交付</p> <p>《調査結果》</p> <p>○ 農林水産省は、加工・業務用野菜の栽培上の問題点の解決に向けた生産現場での実証試験を実施した地区におけるその後の状況や課題を把握していない。</p> <p>○ 補助金の執行が不適切 → 申請できない経費を交付していたもの(1事業実施主体1件)</p>	<p>→① 過去に実施した栽培実証地区については、現状や課題等に関するアンケート調査を実施し、当該アンケート調査結果の内容を踏まえ、ヒアリング調査を実施中である。 その調査結果については、平成24年3月までに結果を取りまとめることとしている。また、栽培技術等の普及を行うため、当該調査結果により把握した実証試験の課題、現状、効果等を、地方農政局を通じて都道府県等に情報提供を行うこととしている。</p> <p>⇒① 過去に実施した栽培実証地区に係るアンケート調査及びヒアリング調査の結果を基に、省力化、生産性の向上、端境期の解消、低コスト化、実需適性の向上等に係る実証試験に取り組んだ産地のその後の状況や課題を、平成24年3月に、「実証試験を活用した加工・業務用野菜の取組」として取りまとめた。 また、その結果を踏まえ、「実証試験を活用した加工・業務用野菜の取組について」(農林水産省生産局園芸作物課長通知(平成24年3月30日付け23生産第6251号))により、地方農政局を通じて都道府県等に対して、</p> <p>i) 実証試験を活用した加工・業務用野菜の安定供給への取組の周知 ii) 実証試験によって得られた知見の活用による、各産地の栽培条件に適合した技術・品種等の普及 について依頼したところである。 特に、栽培技術等については、今年度においても、実証試験で得られた知見を活用して、キャベツ及びレタスの「加工・業務用野菜マニュアル」を平成25年2月に作成し、セミナー等を通じて情報提供しているところ。さらに、本省職員も生産現場に出向き、セミナーや現地検討会を通じて、普及に努めることとしている。</p> <p>→② 指摘があった事業実施主体に対して、「総務省による「食品流通対策に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」について」(平成23年7月29日付け23生産第3396号農林水産省大臣官房参事官(園芸担当)通知)を発出し、補助金の効果的かつ適切な実施、補助金の適正な執行及び適</p>

勧告事項	関係省庁が講じた改善措置状況
<p>(4) 農産物直売所の整備等に係る事業 (勧告要旨)</p> <p>① 都道府県に対し、事業実施主体が明確な理由もなく指名競争入札又は随意契約を行っている場合は、一般競争入札を徹底するよう指導すること。</p> <p>② 事業実施主体に対し、帳簿等を的確に記載するとともに、当該実施主体の契約に係る規程を遵守するよう指導すること。</p> <p>(説明) 《制度の概要》</p> <p>○ 強い農業づくり交付金(地産地消特別枠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農産物直売所等の整備の支援事業として、地産地消の活動に必要な農産物直売所や加工処理施設などの整備を進める市町村等の取組を支援 ・ 事業は、「直営施行」、「請負施行」、「委託施行」又は「代行施行」により施行される。 <p>→ 「直営施行」、「請負施行」又は「代行施行」における契約は、原則として、一般競争入札</p>	<p>切な対応を講ずるよう指導を実施した。</p> <p>また、実績報告書の支出内容の厳格な審査を行うため、大臣官房経理課長通知(注)に基づく審査を徹底するとともに、当該審査結果を更に別の担当者がチェックを行うこととした。</p> <p>指摘があった交付対象となっていない経費については、事業実施主体が自主返還することとし、現在、その金額について精査中である。</p> <p>なお、平成 21 年度から、事業実施主体は、人件費の算出に当たって、業務日誌を整備している。</p> <p>(注)「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」(平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号大臣官房経理課長通知)及び「『補助事業等の審査におけるチェックポイント』について」(平成 20 年 1 月 25 日付け 19 経第 1586 号大臣官房経理課長通知)</p> <p>⇒② 補助金の適正な執行を図るため、遂行状況の確認や、実績報告書の支出内容の厳格な審査に努めている。</p> <p>また、指摘があった交付対象となっていない経費については、本年度中を目途に自主返還することとしている。</p> <p>→① 適正化通知を発出し、都道府県に対し事業実施主体の契約手続の状況を把握するとともに、一般競争入札の実施を徹底するよう指導した。</p> <p>⇒① 引き続き、都道府県に対し、適正化通知による指導を実施している。</p> <p>なお、勧告において個別に指摘を受けた都道府県(栃木県、愛知県、滋賀県、島根県、長崎県)については、管内市町村、関係団体等への適正化通知の周知、補助事業担当者を対象とした会議での注意喚起、事業計画のヒアリング時における事業実施主体への指導などを実施したとの情報を得ている。</p> <p>→② 指摘があった事業実施主体及び本年度地産地消普及拡大事業を実施している事業実施主体に対し、再発防止の観点から、帳簿等の的確な記載及び契約に係る規程を遵守することについて「補助事業の適切な実施について」(平成 23 年 12 月 19 日付け 23 食産第 2283 号農林水産省食料産業局産業連携課長通知)を発出した。</p>

勧告事項	関係省庁が講じた改善措置状況
<p>→ 一般競争入札に付し難い場合又は一般競争入札に付して落札に至らない場合（入札者がいない場合を除く。）にあつては、その理由を明確にし、指名競争入札に付するものとされている。</p> <p>→ 「委託施行」においては、「理事会の議決等所要の手続を行うほか、請負施行との比較検討を行い、委託施行によることとした理由を明確にしておく」とされている。</p> <p>→ 指名競争入札に付して落札に至らなかった場合等のやむを得ない場合には、随意契約によることができる。</p> <p>○ 地産地消推進活動支援事業 地産地消の取組を推進するため、成功事例の収集、分析及び表彰、地産地消の推進のための人材の育成や他産地への派遣及びあっせん、インターネットを活用した情報の提供等を目的とした事業。事業実施主体に対し国庫から補助金を交付 (注) 本事業は、平成 21 年度を最後に廃止。現在、地産地消普及拡大事業が実施。</p> <p>《調査結果》 平成 19 年度及び 20 年度に強い農業づくり交付金により農産物直売所等を整備した 6 事業実施主体の 6 事業について調査した結果、</p> <p>○ 一般競争入札は 5 件、指名競争入札は 18 件、随意契約は 9 件 → 指名競争入札 18 件は、いずれも指名競争入札とする明確な理由がない → 随意契約 9 件のうち 7 件は、随意契約とする明確な理由がない</p> <p>平成 18 年度から 20 年度までに地産地消推進活動支援事業を実施した 2 事業実施主体の 5 事業について、その実施状況を調査した結果、</p> <p>○ 補助金の執行が不適切 → ① 帳簿等の記載が的確でなかったもの（1 事業実施主体 2 件） ② 一般競争入札を行うなど競争原理を働かせることにより経費削減の余地があると考えられるもの（1 事業実施主体 2 件）</p> <p>(5) 通い容器の普及促進等の物流効率化に係る事業 (勧告要旨)</p>	<p>また、本年度事業を実施している事業実施主体に対しては、地産地消普及拡大事業に関する留意点等を記載した「補助事業の実施に係る関係書類の提出・保管等について」を新たに作成し、併せて送付した。</p> <p>⇒② 平成 24 年度に事業を実施している事業実施主体に対しても、地産地消普及拡大事業に関する留意点等を記載した「補助事業の実施に係る関係書類の提出・保管等について」により、帳簿の的確な記載等について指導を行った。</p>

勧告事項	関係省庁が講じた改善措置状況
<p>① 通い容器の普及促進等に関してこれまで実施されてきた事業の効果等を検証し、その結果を踏まえ、通い容器等の普及・啓発を行うこと。</p> <p>② 通い容器の普及促進等に係る補助金の適正な執行を図るため、補助金等支出明細書及び実績報告書において、事実と異なる内容及び項目については、早急に厳格かつ適正な対応措置を講ずること。</p> <p>③ 都道府県に対し、請負施行について、事業実施主体が明確な理由もなく指名競争入札又は随意契約を行っている場合は、一般競争入札を徹底するよう指導すること。また、代行施行の契約を結ぶ場合は、事業実施主体が競争入札を確実に履行するよう指導を徹底すること。</p> <p>④ 集出荷施設の統廃合に係る事業の概要が適切に公表されるよう、交付金実施要領等に公表の時期を明記するとともに、都道府県に対し適切に公表するよう指導すること。</p>	<p>→① 通い容器については、輸送・納品時における商品ロスの削減や店頭での棚持ちが良い等の通い容器を普及することによる効果について、調査報告書（平成 22 年度補助事業）を取りまとめ、その内容等を平成 23 年 8 月及び 12 月に開設者をはじめとする関係団体等に対して説明を行った。なお、通い容器の効果について、引き続き普及・啓発を実施することとしている。</p> <p>⇒① 引き続き、関係団体の研究会等に参加し、通い容器の普及・啓発を図っており、当省調べによる青果物流通における通い容器の流通量及び普及率については以下のとおりであり、着実に通い容器の普及が進んでいる。</p>
<p>（説明） 《制度の概要》</p> <p>○ 通い容器※の普及促進等 青果物の輸送における通い容器の本格的な普及を図るため、新技術活用ビジネスモデル実証・普及事業等を実施。事業実施主体に対し国庫から補助金を交付 ※ 段ボール箱に代わって青果物等の流通に使用される外装容器。</p> <p>○ 強い農業づくり交付金(集出荷施設の統廃合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会経済情勢の変化等により稼働率が低い既存の集出荷施設を統廃合し、大規模集出荷施設に集約させることを誘導するため、集出荷施設の統廃合を実施する都道府県の取組を支援。 ・ 事業の施行方法は、上記(4)と同じで、「直営施行」、「請負施行」、「委託施行」又は「代行施行」による。 ・ 事業終了後、都道府県知事は事業の概要をホームページに掲載するなどの方法により、公表する。 <p>《調査結果》</p> <p>○ 通い容器の普及促進等のため実施された実証事業による効果等の検証を実施していない（調査した 21 農協、91 卸売業者及び 69 卸売業者において、通い容器を利用（一部利用の場合を含む。）している者は、いずれも 70%</p>	<p>平成 17 年度 4,700 万枚（普及率 3.1%） 平成 19 年度 6,200 万枚（同 3.9%） 平成 21 年度 8,500 万枚（同 5.7%） 平成 23 年度 9,000 万枚（同 6.1%）</p> <p>※流通量：通い容器レンタル業者からの聞き取り 普及率：通い容器流通量／（段ボール消費量＋通い容器流通量）×100 段ボール消費量：経済産業省生産動態統計の消費量を枚数換算</p> <p>また、業界団体において通い容器流通の普及に係る研究会を立ち上げるとともに、普及に当たって課題となる通い容器の回収率を高めるため、団体会員の卸売業者によるデポジット方式を導入した通い容器流通モデルの試行等の取組が行われている。</p> <p>→② 指摘があった平成 19 年度及び 20 年度事業における補助金等支出明細書及び実績報告書の記載については、適正なものに是正させた。</p> <p>⇒② 上記のとおり、既に措置済み。なお、実績報告書等は、平成 21 年度以降の事業についても適正に提出されている。</p> <p>→③ 適正化通知を発出し、都道府県に対し事業実施主体の契約手続の状況を把握するとともに、一般競争入札の実施を徹底するよう指導した。</p> <p>⇒③ 引き続き、都道府県に対し、適正化通知による指導を実施している。</p>

勧告事項	関係省庁が講じた改善措置状況
<p>超)。</p> <p>○ 平成 16 年度から 20 年度までに通い容器の普及促進等に係る事業を実施した 3 事業実施主体の 18 事業について、補助金の執行が不適切なものあり</p> <p>→① 補助金等支出明細書と実績報告書・総勘定元帳の記載内容が相違しているにもかかわらず、農林水産省が是正させていなかったもの(1 事業実施主体 1 件)</p> <p>② 補助金等支出明細書とその根拠となる証拠書類等の記載内容が相違しているにもかかわらず、農林水産省が是正させていなかったもの(1 事業実施主体 1 件)</p> <p>○ 平成 17 年度から 20 年度までに強い農業づくり交付金により集出荷施設の統廃合等を実施した 10 事業実施主体の契約 25 件において、</p> <p>→① 4 事業実施主体の 10 件の請負施行において指名競争入札又は見積合わせが行われているが、いずれもその理由が明確でない。</p> <p>② 3 事業実施主体の 6 件において代行施行が行われているが、全ての代行施行において一般競争入札又は指名競争入札が行われず、随意契約となっている。</p> <p>○ 平成 17 年度から 20 年度までに強い農業づくり交付金により集出荷施設の統廃合等を実施した 13 道県の 21 事業のうち、事業が終了したものが 7 道県の 11 事業。このうち 2 県の 5 事業で事業の概要が未公表</p> <p>(6) 水産物の新たな流通経路の構築に係る事業 (勧告要旨)</p>	<p>なお、勧告において個別に指摘を受けた都道府県(北海道、青森県、長野県、愛知県、和歌山県、長崎県)については、管内市町村、関係団体等への適正化通知の周知、補助事業担当者を対象とした会議での注意喚起、事業計画のヒアリング時における事業実施主体への指導などを実施したとの情報を得ている。</p> <p>→④ 適正化通知を発出し、交付金額の確定後、事業の概要を都道府県のホームページ等において遅滞なく確実に公表するとともに、公表した場合は地方農政局に報告するよう指導した。</p> <p>なお、指摘があった都道府県(2 県 5 事業)については、事業の概要が公表されている。</p> <p>⇒④ 上記のとおり、既に措置済み。なお、指導後は都道府県において事業の概要が遅滞なく公表されている。</p>
<p>① 直接取引推進事業について、</p> <p>i) 使用見込みのない資金については、速やかに国に返納させること。</p> <p>ii) 事業実施要領上、助成対象に該当しない契約に対して行われた助成については、早急に厳格かつ適正な対応措置を講ずること。また、今後類似の事業を実施する場合は、事業の透明性を確保する観点から、実施要領等の明確化を図り、適切な運用を行うこと。</p> <p>② 国産水産物新需要創出ビジネスモデル事業及び水産物流通構造改革事業について、申請できない経費を交付しているもの及び補助目的以外の</p>	<p>→① 指摘があった直接取引推進事業における使用見込みのない資金については、魚価安定基金造成事業実施要領に基づき、14 億 3,001 万 3,842 円を国庫に納入させた。</p> <p>また、助成対象に該当しない契約に対して行われた事業の補助金については、国庫に返還させた。</p> <p>⇒① 上記のとおり、既に措置済み。</p> <p>→② 指摘があった事業における補助金については、国庫に返還させた。</p>

勧告事項	関係省庁が講じた改善措置状況
<p>用途に使用しているものについては、早急に厳格かつ適正な対応措置を講ずること。</p> <p>(説明) 《制度の概要》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 直接取引推進事業（注） 漁業者から買い取った水産物等を、最終実需者とあらかじめ締結した契約に基づき売却する直接取引に係る金利、保管経費等について、財団法人魚価安定基金が、国の補助金等を受けて造成した資金から水産業協同組合等に対して助成するもの。 助成を受ける場合、水産庁長官の承認を受けた事業実施計画に基づき、対象水産物の取引に関する契約を締結することとされている。 （注） 本事業は、平成 21 年度を最後に廃止。後継事業なし。 ○ 国産水産物の流通の構造改善に資するため、平成 17 年度から 21 年度までに、①国産水産物新需要創出ビジネスモデル事業（17 年度及び 18 年度）、②水産物流通構造改革事業（19 年度及び 20 年度）を実施。事業実施主体に対し国庫から補助金を交付 <p>《調査結果》</p> <p>平成 19 年度から 21 年度までの基金の助成実績を調査した結果、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 助成実績が少ないため、毎年度収入の大部分を繰り越しており、22 年度の収入総額は約 24 億 6,900 万円 → 平成 21 年度に承認し、22 年度以降に助成金を交付する事業は 19 件、支出総額は約 10 億 4,100 万円。約 14 億 2,800 万円が残余資金となる。 <p>平成 20 年度に直接取引推進事業を実施した 5 事業実施主体における 65 取引契約を調査した結果、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業終了後の日付で取引契約を締結しているもの 3 契約 ○ 事業実施計画の承認を受ける前に取引契約を締結しているもの 15 契約 <p>平成 17 年度から 20 年度までに国産水産物新需要創出ビジネスモデル事業及び水産物流通構造改革事業を実施した 2 事業実施主体における補助金の交付及び支出の実態等について調査した結果、</p>	<p>また、指摘があった補助金等支出明細書の記載誤りについても、適正なものには是正させた。</p> <p>⇒② 上記のとおり、既に措置済み。</p>

勧告事項	関係省庁が講じた改善措置状況
<p>○ 補助金の執行が不適切</p> <p>→ ① 補助目的以外の用途に使用していたもの（1事業実施主体3件）</p> <p>② 職員の月給等は申請できない経費とされているにもかかわらず、これを交付していたもの（1事業実施主体2件）</p> <p>③ 補助金等支出明細書の記載が誤っているにもかかわらず、農林水産省が是正させていなかったもの（1事業実施主体2件）</p>	

